

議案第 2 号

理科支援員等コーディネーター設置規程の一部を改正する訓令について

理科支援員等コーディネーター設置規程の一部を改正する訓令を別紙  
のとおり定める。

平成21年 3 月 11 日

沖縄県教育委員会

#### 理科支援員等コーディネーター設置規程の一部を改正する訓令

理科支援員等コーディネーター設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育庁義務教育課」を「沖縄県立総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「教育庁義務教育課長」を「総合教育センターの所長（以下「所長」という。）」に、同条第4号中「教育庁義務教育課長」を「所長」に改める。

第4条中「、教育職員の免許を有し、かつ」を削る。

第6条第1項中「教育庁義務教育課」を「総合教育センター」に、同条第2項中「教育庁義務教育課長」を「所長」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

## 訓令案の概要の説明

### 義務教育課

#### 1 件名

理科支援員等コーディネーター設置規程の一部を改正する訓令

#### 2 改正の経緯及び必要性

本県では、平成19年度から理科支援員及び講師（以下「理科支援員等」という。）を活用することにより、小学校における理科授業での観察・実験活動の充実を図ることを目的として理科支援員等配置事業を実施している。

現在、理科支援員等コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を教育庁義務教育課に配置しているが、業務の効率化を図る観点から沖縄県立総合教育センターに配置して事業を実施するため、関係条項の改正を行う必要がある。

また、コーディネーターの委嘱の条件として、教育職員免許を有し、かつ、コーディネーターの業務を行うに必要な知識及び経験を有する者としているが、教育職員免許を有することはコーディネーターの業務を行ううえでは必ずしも必要でないこと、また、幅広い対象者の中から有能な人材を確保することが望ましいことから、コーディネーターの委嘱条件から教育職員免許を有することを削る必要がある。

#### 3 改正案の概要

- (1) 義務教育課及び課長を、総合教育センター及び所長に改める。（第1条、第3条及び第6条関係）
- (2) コーディネーターを委嘱する条件に付している教員職員の免許を有することを削る。（第4条関係）
- (3) この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

#### 4 添付資料

- (1) 新旧対照表

理科支援員等コーディネーター設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第3号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 小学校における理科授業の充実に資する理科支援員及び講師（以下「理科支援員等」という。）の活用に係る業務を円滑に行うため、<u>沖縄県立総合教育センター</u>（以下「<u>総合教育センター</u>」という。）に理科支援員等コーディネーター（以下「<u>コーディネーター</u>」という。）を設置する。</p> <p>第2条（略）</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 コーディネーターは、<u>総合教育センターの所長</u>（以下「<u>所長</u>」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 理科支援員等の人材の確保に関すること。</p> <p>(2) 理科支援員等に対する助言及び指導に関すること。</p> <p>(3) 理科支援員の研修の企画及び実施に関すること。</p> <p>(4) 理科支援員等の活用に係る業務に関し<u>所長</u>が必要と認め指示した事項に関すること。</p> <p>(委嘱及び委嘱期間)</p> <p>第4条 コーディネーターは、前条の業務を行うに必要な知識及び経験を有する者のうちから<u>沖縄県教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」）が委嘱する。</p> <p>2 コーディネーターの委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。</p> <p>第5条（略）</p> <p>(勤務条件)</p> <p>第6条 コーディネーターの勤務場所は、<u>総合教育センター</u>とする。</p> <p>2 コーディネーターの1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、<u>所長</u>が別</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 小学校における理科授業の充実に資する理科支援員及び講師（以下「理科支援員等」という。）の活用に係る業務を円滑に行うため、<u>教育庁義務教育課</u>に理科支援員等コーディネーター（以下「<u>コーディネーター</u>」という。）を設置する。</p> <p>第2条（略）</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 コーディネーターは、<u>教育庁義務教育課長の指揮監督</u>を受けて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 理科支援員等の人材の確保に関すること。</p> <p>(2) 理科支援員等に対する助言及び指導に関すること。</p> <p>(3) 理科支援員の研修の企画及び実施に関すること。</p> <p>(4) 理科支援員等の活用に係る業務に関し<u>教育庁義務教育課長</u>が必要と認め指示した事項に関すること。</p> <p>(委嘱及び委嘱期間)</p> <p>第4条 コーディネーターは、<u>教育職員の免許を有し、かつ、前条の業務を行うに必要な知識及び経験を有する者のうちから沖縄県教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」）という。）が委嘱する。</p> <p>2 コーディネーターの委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。</p> <p>第5条（略）</p> <p>(勤務条件)</p> <p>第6条 コーディネーターの勤務場所は、<u>教育庁義務教育課</u>とする。</p> <p>2 コーディネーターの1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、<u>教育庁義務</u></p>

に定める。

3 コーディネーターの勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

第7条～第9条 （略）

務教育課長が別に定める。

3 コーディネーターの勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

第7条～第9条 （略）

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にあるアンダーラインを引くこと。